

看護職の性差別撤廃の必要性 —男性看護職の現状と男子学生のアンケート結果を参考に—

生野 繁子*

The Necessity to Disestablish Gender Discrimination in Nursing.
Number of Male Nurses and Male Student Nurses, Realistic Expectations for the Future.

Shigeko Shono

Abstract

Within the terms of the 'Public Health Nurses, Midwives and Nurses Act,' women have been designated as 'Nursing Woman,' and men as 'Nursing Professionals,' gender, thus, differentiates their titles, and is integrated into the law discriminating against both. In this paper, current numbers of male nurses, the historical perceptions and legalistic rules governing nursing, and male student's expectations for the profession are comparatively analysed. In consequence, it is contended that so long as one national standard governs both positions, they should be replaced by the same occupational title in order to open the profession and equalise statuses for the improvement of health care.

Key words: 性差別 (gender discrimination), 性別名称 (gendered occupational title), 看護師 (male nurse), 保健士 (male public health nurse), 保健婦助産婦看護婦法 (Public Health Nurses, Midwives and Nurses Act)

はじめに

21世紀を目前に控え、日本は本格的な少子高齢社会への対応を迫られている。国民一人一人が安心して自分らしく暮らせるような、長寿そのものを心から喜べる体制の整備が望まれている。医療・保健・看護・福祉の分野も、その政策・財源・マンパワーの確保など大きく変革しようとしている。

看護教育の世界はここ数年、大学の新設が続いており、看護のマンパワー育成への貢献が期待されている。従来から、女性の天職とされた看護界にも、男性の進出がすすんでいる。看護の4年制大学にも男子学生の姿を見かけることが珍しくなくなってきた。また、入学以前に看護分野への志願者も増加傾向にある。

しかし、看護職の法的根拠である「保健婦助産婦看護婦法」は、依然として「婦」としての女性を主対象としており、名称上の性差別も続けている。専門職としての国家資格であるはずの看護職には、この他にも名称独占・准看護婦養成停止・移行教育などの問題も解決できないほど、まだまだ多くの法的な体制の整備が遅れているのが現状である。

本稿のⅠでは増加している男性看護職の現状を明らかにし、Ⅱにおいて男性看護職の歴史的背景と「保健婦助産婦看護婦法」での規定と性別名称について述べ、Ⅲでは男子看護学生の実際の思いを紹介し、Ⅳで今後の課題を明確にしたい。

* 九州看護福祉大学看護福祉学部看護学科

表1 看護職就業者数(単位・人)

職 種	1986(昭和61)年末	1996(平成8)年末	指 数
保健婦(士)	22,050	35,566	161.3
助産婦	25,007	24,129	96.5
看護婦(士)	355,105	565,918	159.4
准看護婦(士)	324,144	407,631	125.7
合 計	726,306	1,033,244	142.3

注 ・平成10年看護関係統計資料(厚生省健康政策局看護課による)より作成
 ・指数は1986(昭和61)年末を100とした場合

表2 男女別就業者数(単位・人)

職 種	1986(昭和61)年末	1996(平成8)年末	指 数
看護婦	348,510	550,228	157.9
看護士	6,595(1.9%)	15,690(2.8%)	237.9
看護婦(士)計	355,105	565,918	159.4
准看護婦	311,173	388,137	124.7
准看護士	12,971(4.0%)	19,494(4.8%)	150.3
准看護婦(士)計	324,144	407,631	125.8
女性計	659,683	938,365	142.2
男性計	19,566(2.9%)	35,184(3.6%)	179.8
合 計	679,249	973,549	143.3

注 ・平成10年看護関係統計資料(厚生省健康政策局看護課による)より作成
 ・指数は1986(昭和61)年末を100とした場合
 ・()内の数はそれぞれの全体に対する比率である
 ・保健士の就業者数の統計なし

I 増加している男性看護職

1. 看護職全体の推移〈表1参照〉

厚生省健康政策局看護課「看護関係統計資料」¹⁾によると、1996(平成8)年末現在、看護職の就業者総数は1,033,244人である。これは、保健婦(士)・助産婦・看護婦(士)・准看護婦(士)のすべてを含む統計であり、それぞれの就業者数は「表1」のとおりである。1986(昭和61)年末と比べると就業者総数は726,306人から、10年間で約30万人が増加していることになる。

2. 男性看護職の推移〈表2参照〉

男性看護職の就業者数について述べると、看護士・准看護士は1996(平成8)年で、看護士15,690人、准看護士19,494人、総数は35,184人となっている。そして、そ

のほとんどが病院で働いている。10年前の1986(昭和61)年と比較してみると、看護士6,595人、准看護士12,971人、総数19,566人であり、それぞれ、10年間で看護士約2.4倍、准看護士約1.5倍、男性看護職就業者数は全体として約1.8倍増えたことになる。

「表2」に示すとおり、看護士・准看護士の看護婦(士)・准看護婦(士)全体に占める割合をみると、1996(平成8)年は看護士が2.8%、准看護士が4.8%、総数で3.6%である。10年前の1986(昭和61)年には、それぞれ看護士が1.9%、准看護士が4.0%、総数で2.9%の占有率であった。看護における女性占有率の高さは、依然として変化していないのである。しかし、看護士・准看護士の増え方は「表2」の指数が示すように、看護婦・准看護婦の増え方より顕著であり、看護界に男性の進出がめだっていると言える。

表3 1998(平成10)年度4月の課程別看護学生入学状況(単位・人)

課程別養成校	女子(%)	男子(%)	合計
大学	4,254(94.7%)	240(5.3%)	4,494
短大(3年課程)	5,294(97.4%)	143(2.6%)	5,437
短大(2年課程)	576(96.5%)	21(3.5%)	597
3年課程	22,535(95.6%)	1,029(4.4%)	23,564
2年課程	17,314(90.8%)	1,750(9.2%)	19,064
小計	49,973(94.0%)	3,183(6.0%)	53,156
准看課程 (衛生看護科も含む)	24,100(88.1%)	3,242(11.9%)	27,342
合計	74,073(92.0%)	6,425(8.0%)	80,498

注・平成10年看護関係統計資料(厚生省健康政策局看護課による)より作成

3. 男子看護学生数の現状(表3参照)

前述の厚生省健康政策局看護課「看護関係統計資料」によると、1998(平成10)年4月の看護職養成校への入学状況は、大学へは4,494人中男子240人、短大(3年課程)へは5,437人中男子143人、短大(2年課程)へは597人中男子21人、3年課程へは23,564人中男子1,029人、2年課程へは19,064人中男子1,750人、准看課程(衛生看護科も含む)へは27,342人中男子3,242人であった。保健婦学校への男子入学者の統計はされていない。合計すると今年度の看護職養成校への入学者は80,498人中男子6,425人となり、それぞれ女子92.0%・男子8.0%の比率となる。これは、現在就業している男性看護職の全体に占める比率3.6%より、2倍以上の占有率に増加しているということになる。

これを資格別の養成割合でみると、看護婦(士)養成校では、53,156人中男子3,191人でその比率は女子94.0%・男子6.0%であり、准看課程(衛生看護科も含む)へは入学者の27,342人中男子3,242人であり、男女比率88.1%・11.9%と比較すると、准看課程の方が男子の割合が多いこととなる。看護学生全体では8%を男子学生が占めることとなり、現在の看護職の割合より、彼らが卒業する2~4年後はその占有率は増加していくことは必至である。

II 男性看護職の法的根拠と史的概観

1. 男性看護職の史的概観

男性看護職の歴史をさかのぼると、「救助人」と呼ば

れた男性の看護者がいたことがわかっている。「救助人」1879(明治12)年に設立された「東京府癲狂院(てんきょういん)」で患者の世話をしていた男性である。主な役割は入院患者に食事を与えることだったが、暴れる入院患者に対しては、彼らの腕力をもって、力で押さえ付けることもしていたようである。しかし、彼らは看護者としての特別な教育は何も受けてはいなかったのである。精神科領域における男性看護者の教育の始まりは、1901(明治34)年に東京帝大看護講習所に、東京巢鴨病院(旧東京府癲狂院)の看護長を、当時の院長であった呉秀三(1865~1932)が通学させたことに始まるとされている。軍隊における看護兵²⁾の歴史はまた別であることをことわっておく。

男性の看護者が初めて法的に位置づけられたのは1915(大正4)年のことである。それはわが国の「看護婦規則」が制定されて、看護婦が法的に位置づけられたのと同時なのである。「看護婦規則」の“附則”に「男子タル看護人ニ對シテハ本令ノ規定ヲ準用ス」と明文化されている。このように、現実に男女両性の看護者がいたにもかかわらず、日本の看護職は法制定の当初から、女性のみを対象としているのである。

そして、この方針は1947(昭和22)年の「保健婦助産婦看護婦法」に受け継がれた。1968(昭和43)年の法改正時、「男子である看護人・准看護人は、これを看護士・准看護士と称する。」となり、現在に至っているのである。実に大正時代の文を現代文に変えたにすぎない。

この間、看護教育制度³⁾の面では、「保健婦助産婦看護婦法」の、「保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則」によって1956(昭和31)年「男子の産婦人科実習を

精神科実習に読み替える。」として、看護婦国家試験も産婦人科疾患と看護法については、男性の受験者は除外された。このように、法律によって「男子は産婦人科領域の看護には適さない・学ぶ必要がない。男子は精神科領域の看護に適する・学習を強化する。」という考えが一般化されていった。

このような男子に特別に適用された看護教育制度は、1988（平成元）年の「保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則」が、「男女の区別をなくす」と改正されるまで、実に32年間続いていた。現在でも精神科領域に看護師が多く就業していることから、その影響は継続して、しかも大きいことが理解できる。

2. 男性看護職の法的根拠

看護師・准看護師の資格は法的には、前述した歴史的背景を引きずって、「保健婦助産婦看護婦法」⁴⁾の“附則”として、以下のようにその存在がうたわれているにすぎない。

附則 第60条 男子である看護人については、この法律中看護婦又は准看護婦に関する規定を準用する。

2 前項の規定による準用する第7条又は第8条の規定による免許を受けた者は、看護師・准看護師と称する。

“附則”“準用”という言葉はいかにもつけたしという感があり、従って看護婦（士）・准看護婦（士）というように（ ）付きの士なのである。専門職者として両性の看護者と呼ぶときに看護婦（士）・准看護婦（士）としなければならない、まどろっこしさはまだ付いてまわっている。現実の男性看護職の存在にこのことが影響していないだろうか。

1992（平成4）年に誕生した「保健士」についての規定も、やはり“附則”である。

附則 第59条之二 保健士の名称を用いて保健指導に従事することを業とする男子についてはこの法律中保健婦に関する規定を準用する。

このように、その“附則”で“準用”する考え方は、平成の現代でも大正時代と基本的には変わっていない。

「看護婦」と「看護師」、「保健婦」と「保健士」とい

うように同じ教育を受け、国家試験に合格することにより取得する職業の名称が、性によって違うというのはどう考えても専門職としての認知が得られていないと考えられる。『婦』という文字は職業というよりも、女性の性に結び付いている。主婦・家政婦などと同様である。かつては「看護婦」には男性である医師に黙って仕える看護婦、若くて優しい看護婦というように女性らしさが求められていた歴史に引きずられている。

看護と同じように女性の占有率の高い代表的職業に「保母」がある。保育業界でも、やはり、進出著しい男性保育者の名称を「保父」と通称していた。しかし、職業的アイデンティティに関わる問題として、男女両性に使用できる正式名称へ変更してほしいとの希望が多く、1999年4月より「保育士」という名称に変更されることが決定している。なぜ、看護職だけが性別名称のまま残されているのか、その必要性には合理的理由がない。

今回は言及しないが、准看護婦（士）職の教育問題と関連して、現在まで看護職の国家試験受験資格は、基礎学歴が中学卒でも准看護婦（士）としての経験年数3年あればよいことになっている。長年、中学卒でも受験資格があった美容師・理容師も法改正し、現在は高校卒以上でなければ国家資格は得られない。そのため、看護婦（士）は中学卒でなることのできる最後の国家資格となってしまった。このように看護界は大学の新設があいつぐ一方で、教育制度の面でも立ち遅れが際立っているのである。

III 九州看護福祉大学・看護学科・第1期生男子学生の思い

1. 全国と熊本県の看護系大学における男子学生の入学状況

わが国全体では10名以上の男子の看護大学生が、1998（平成10）年4月に入学したのは、北海道（13名）・栃木県（13名）・千葉県（10名）・東京都（33名）・神奈川県（11名）・愛知県（14名）・広島県（15名）・熊本県（11名）・沖縄県（11名）の9都道県である。このようにまだまだ、看護系大学における男子学生の存在は少なく先駆者たる存在であるといえる。先駆者たる彼らがどのような思いで入学し、どのような期待を持っているかを知ることは、今後の大学における看護の教育に示唆を与えてくれると考える。

前述の厚生省健康政策局看護課「看護関係統計資料」によると、熊本県においては1998（平成10）年4月の看護職養成校への入学状況は、大学11名、3年制短期大学

3名、2年制短期大学8名、3年課程専門学校13名、2年課程専門学校42名であり、看護師養成課程では全体で77名、准看護師養成課程131名、計208名が入学している。この大学11名というのは、もちろん、1998年の4月に開学した九州看護福祉大学の男子学生のことである。

2. 男子学生のアンケートの結果

後期になり必修履修科目の基礎看護技術演習も回を重ねてきた10月初めに、自由記述中心のアンケートを依頼したところ、11名中9名が留置法で回答してくれた。サンプル数が少ない（実際、男子学生を調査対象とした研究は、母集団の少なさが影響して、サンプル数が少ないのが特徴であり課題でもある。）ので、今回は実際の回答を紹介し先行文献と比較検討することにした。

- 1) 家族や親族に看護職（あるいは福祉職）がいるか。
いない者4名。いる者5名（母親が看護婦2名、兄・祖母・叔母が看護婦・看護師が各1名ずつ）。アメリカイリノイ州の18人の男子看護学生への調査⁶⁾、著者の調査⁶⁾でも、男子学生も女子学生と同様に「何らかの医療システム」に接点を持っていたことは、看護の世界に入る有力な誘因となることが分

かっている。本学の男子学生も、9人中5人はそれに当てはまっている。

- 2) 男性看護職は「看護師」と呼ばれていることは全員が知っていた。1990年のエキスパートナースの特集「看護師がいく！」⁷⁾のなかでは、この名称を知らなかった人もいた。それから考えると看護師の社会的認知も進んでいることが伺われる。

- 3) 「看護師」という名称についてどう思うか。〈表4参照〉

性別名称に疑問的な意見は社会人学生からである。一度社会で職業についての経験から、その矛盾に気づくのであろうか。性別名称という視点ではなく、「看護師」という単独でとらえるといい響きだと感じてもおかしくない。また、とくに感じないという回答は「そういうもの」として、疑問を感じず素直に受け止めていることが伺われる。

- 4) 看護師と接したことがあるか。

ある2名（兄が看護師、しかし、働いている姿は見たことはない・九州看護福祉大学の学園祭で来校された看護師）。ない7名。この答えから、全員が入学以前には看護師と直接には接したことがないと

表4 「看護師」という名称についてどう思うか。

- ・いい響きだ 女性の仕事だった看護が男性にも認められたように思う
- ・看護婦は女性の事だから男性のことを単に看護師とよんでいる感じ
- ・男女で呼び方が違うのは看護だけのようで統一したほうがよい
- ・男女で呼び名が変わるのは不思議だ
- ・まだ一般に知られていない気がする
- ・違和感はない
- ・特にない（3名）

注 人数の記載のない場合はすべて1名ずつの回答である。

表5 看護職を選んだときの周囲の反応。

- ・みんなびっくりした
- ・両親は理解してくれたが祖父母はいい顔をしなかった
- ・父母は初めは驚いていたがすぐに賛成してくれた
- ・両親とも賛成してくれた
- ・両親から誇りのもてる仕事だと思うがそのぶん大変だと言われた
しかし、自分がやりたいと思うならがんばりなさいと応援してくれた
- ・人に流されず自分の人生を決めて行動できることはすばらしいと言われた
- ・父母は看護職はきついと思うががんばれと言ってくれた。本学に入学したことは近くていいと思った。男子の友人はおまえに合っているかもと言ってくれた
- ・学ぶことについてはパワーをほめてくれた
- ・母親が看護婦なので看護について教えてもらうことが多くなった

表6 入学しての感想、困ったこと、予想外のことなど。

- ・バスが少ない・交通の便がよくない・玉名は遊ぶところが少ない
- ・意外と忙しい・必修科目が多いのに驚いた・文系の大学のようにうるさい
- ・時間にルーズすぎる・若い人とうまくいっていない・男の友達ができない
- ・学習環境の設備が予想以上に整っていた・部活の設備がそろっていない
- ・就職課を早く作ってほしい・もっと実習が多いほうがいいと思う
- ・原論が多すぎる
- ・有職のまままで通学しているので一日の疲れがとれない

表7 看護学の演習で困ったこと。

- ・コミュニケーションがとれずに困った
- ・実技をする相手を選ばせてほしい
- ・女性が多いので大変気を使う
- ・たくさんの女性の中で行うのでテレてしまう
- ・女の人に接するときは気を使う
- ・体の密着がある場合は女性だとよけいに気を使う
- ・もっとプロ意識をもって事にあたればテレる必要もないと思う
- ・男性は女性の服の交換などが出来ないこと
- ・なし(2名)

注 人数の記載のない場合はすべて1名ずつの回答である。

ということが分かった。ということは看護師の具体的なモデルはないままに、看護師になるための教育を受ける選択をしたことになる。

5) 看護職を選んだ動機

看護職の家族の影響2名、自分の入院体験や家族の看護体験がきっかけ2名、やりがいがある・興味がある・自分に合う・人に接するのが好きなど5名。

アメリカイリノイ州の18人の男子看護学生への調査、筆者の調査でも男女とも同様に「自分の入院体験や家族の看護体験がきっかけ」「人に接するのが好き」などの理由が上位を占めている。

6) 看護職を目指す教育を受けることを選んだときの周囲の反応。〈表5参照〉

アメリカイリノイ州の18人の男子看護学生の結果は「高校の進路指導における情報不足と、看護が非男性的であると認識されていることに対する恐れ、および家庭内での役割の変化が問題として注目」された。エキスパートナースの特集「看護師がいく！」のなかでは、「看護職選択時、あきれられたり、あからさまに女々しいといわれたり、ネガティブな反応を受けたこと」が多く紹介された。筆者の以前の調査では「男性であることでのネガティブな反応」は減少傾向にあり、男女とも同じように「看護職の厳しい現実についていけるか」という点の危

惧を示されることが多いことが分かっている。これは、学生たちの親の世代も戦後生れが多くなってきていることが予想され、全般的に一般的な男女平等意識はもっている世代における看護師への認識は高まっていると考えられる。

7) 入学しての感想、困ったこと・予想外のことなど。〈表6参照〉

大学の設備のこと、アクセスのこと、カリキュラムのこと、看護学の内容などは男女ともに感じていることだろうと推測できる。しかし、男子学生が少ないゆえの「男の友達ができない」という困ったことは、看護界に生きる男性にはついて回る悩みであろう。しかし、前述のイリノイ州の学生も日本の学生も「まわりに手本となるような看護師あるいは男性看護教師がほとんどいない」ことに対する不安・不満が報告されていたが、本学では出てきてはいない。本格的な臨地実習が始まると、この「困ったこと」は増えていくことは過去の調査からも明らかである。

8) 看護学の演習で困ったこと。〈表7参照〉

少数の男性であるがゆえ、「女性に気を使っている様子」がありありと表現されている。しかし、「専門職を目指し知識を身につければ、そんなことは気にならないはず」という理想も持っていること

表8 現時点でどんな看護領域に進みたいと思っているか。

- ・外科
- ・保健士になって地域看護
- ・老人関係
- ・小児癌看護の専門看護師か教育者
- ・ホスピスか小児科
- ・考えている
- ・どういう仕事があるのかもっとよく見てみたい
- ・いろいろな領域を経験して決めたい
- ・今はどの領域にも興味がある

表9 看護職が有利だと思う点。

- ・就職に有利(2名)
- ・国家資格のためリストラされない
- ・資格をもっている分、需要は多いので有利
- ・広い分野で活躍できる
- ・どんな時代にもあらゆる場所で必要とされる職業
- ・必要とされ、世界中で活躍できる職業
- ・給与が高額で人に感謝される点
- ・なし

注 人数の記載がない場合はすべて1名ずつの回答である。

表10 看護職が不利だと思う点。

- ・勤務が不規則できつい(5名)
- ・医療関係のなかでは非常に地位が低い(2名)
- ・一つの失敗が命取りになるところ
- ・思いつかない
- ・なし

注 人数の記載がない場合はすべて1名ずつの回答である。

表11 男性が少ない看護職に進むにあたっての思い。

- ・女性に押しつぶされないのでがんばりたい
- ・男性が少ないことで不安があるが、自分でやりたいと思って進んだ道なのでがんばろうと思う
- ・自分が進みたいと思った領域にたまたま男性が少なただけで特別の思いはない
- ・男性が少ないから不利だとは考えていない。それよりも男性として自分の力を少しでも活かせる所をさがしていきたい
- ・むしろチャンスだと思っています
- ・これからは男性の看護職が必要となると思うので、みんなに必要とされるようになりたい
- ・多い少ないは関係ないので一生懸命がんばるだけです
- ・女性の職業というイメージが強いが、男性にしか出来ないこともあると思うのでがんばっていきたい
- ・人がいかない方向に進むことが私のポリシーです。未知の分野で開拓していけるところに魅力があると思う

が表現されている。今は学内演習だけであるが、今後彼らは臨地実習において、患者から受け持ちを拒否されたり、あるいは最初から男性患者のみの選択肢しかなかったりという経験していくことが予測される。そんな経験を経た後は学業の機会均等を願い、看護界での男性の役割モデルの必要性を信じることで、女性優位の職業の中に身を置くことへの困難を和らげていくことが知られている。本学の男子学生も「表11」にあるように、看護職に進むにあたっての思いのなかにそれが表現されている。

9) 現時点でどんな看護領域に進みたいと思っているか。〈表8参照〉

看護師の史的概観で述べたが、現在でも歴史的背景をひきずって、現実には精神科領域に就業している男性が圧倒的に多い。以前の進学コースの調査でも実際の需要は今でも精神科領域が多い。しかし、救急外来を持つ病院、老人病院、整形外科領域には明らかに男性看護職が進出している。本学の学生の現時点での希望は、歴史的背景には規定されずあくまでも自分の適性で考えているところに、新しい時代の息吹を感じる。彼らの卒業の頃、少しでも門戸が広がっているように、医療職や、看護婦の意識改革が進むことを期待している。

10) 看護職が有利だと思う点。不利だと思う点。〈表9・表10参照〉

これらの内容に関してはほぼ以前の調査と同様である。ただ、女子学生は有利な点として「家族の健康管理や、病気のときに対応できる。家族に頼りにされる。」というような、伝統的な性別の延長上の回答も多かったが、男子学生にはあまり見られなかった。この点については本学の男子学生にも当てはまる。

表12 他の学生に聞いてみたいこと。

<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ多くの学問の中から看護を選んだのか ・女子学生に30歳を過ぎた学生について ・職歴のある人に世間のことについて聞きたい ・みんなは地元での就職にこだわっているのか ・社会人入学された方に看護大に来た理由について ・男性が少ない看護職に進むにあたって他の男性の思いと女子学生の思い ・勉強が難しいことについて ・なし（3名）

注 人数の記載のない場合はすべて1名ずつの回答である。

11) 男性が少ない看護職に進むにあたっての思い。
〈表11参照〉

これは看護職選択の入口の時点の決意である。自分の選択に責任と自信が感じられる。この思いが続くよう、私たち教員が学習環境を整えていくことや、看護を専門とした男性教員の配置が必要である。また、男性であるがゆえの学問や実習上の悩みに答えられるだけの、資料の蓄積や男子学生同士のネットワーク作りも必要である。

12) 他の男子学生や女子学生に聞きたいことなど、なんでもどうぞ。〈表12参照〉

アンケートの内容に触発されたことも予測されるが、女子学生はもちろんのこと、男子学生同士のコミュニケーションも不足していることが伺われる。来年度も男子学生は入学してくると思われるので、男子学生同士のネットワーク作りは1期生の行動力に期待したい。また、教員間の専門を超えた教育ネットワーク作りも必要である。

以上、本学の男子看護学生の生の声を紹介し、過去の調査報告と比較検討した。サンプル数は少ないが、男子の看護大学生の現実を表現していると考えられる。今後、1年時の思いが臨地実習を経て、卒業時にはどう変化するか、あるいはしないのか、追跡調査を実施したいと考える。また、女子学生との比較も必要な調査項目もあるので、男女ともに調査することも検討していきたい。

IV 性別を問わない専門職としての名称の必要性

1998年11月号の『看護』は世界の看護職規定法を特集している。その中で現在の日本看護協会会長である見藤

⁸⁾は「平成4年に保助看法検討委員会を発足させ、平成6年に答申も受けたこと。准看護婦教育廃止問題が片づいたら、法改正となり、それと同時に他の部分も改正したいと考えていたこと。それが准看護婦教育廃止問題が途中から迷路に入り込み保助看法改正問題も宙に浮いていること」などの経緯を述べている。また、「看護婦、保健婦を各々看護師、保健師という名称にする」ことも必要だと述べている。

波多野⁹⁾は「医師は女性であっても男性であっても法律的には医師であり、他の医療関係の職種の中にも男性と女性で異なる呼称はない」として、「歴史があるからといって、いつまでもそれにしがみついていることはない。『性』を売りものにした古いイメージから脱却し、保健医療福祉の分野で人々のケアをするという独自の機能を持つ新しい職業として社会に認識されるような呼称にしたい」と希望を述べ、「看護婦も看護師も共に看護師にしてもいい」あるいは「医師・教師のように看護師にするのも一案」としている。

また、春日¹⁰⁾は看護とジェンダーの視点から、「現代日本社会において、高齢者在宅介護の担い手のうちの85%、社会的介護の担い手のうちの90%近くが女性である。この圧倒的な女性の担い手の多さは、ともするとケア役割＝女性の天職論に結びつきかねない」と警告し、「高齢社会をよくする女の会」のシンポジウムにおいて、看護職の発言が「母親－母性－看護職が一直線上に関連づけられ、それは反射的に出るもの」とあたかも意思的選択能力によらない能力として語られていることを紹介している。これは看護領域における「看護の職業倫理の中核的なものとして、(中略)伝統的母性観と結びついたものが将来的にも残存し続けるとしたら、看護分野の倫理の1つのあり方が、21世紀超高齢社会における女性総体の労働市場進出のあり方を規定し、男女平等の足かせになりかねない」と、看護分野以外からの危惧を表現し、「看護分野の人たちはそのような社会的連関の中で、自分たちの領域の及ぼす影響についても、もっと自覚的であるべきではないだろうか。」と注文している。

また、看護職をめぐる問題の中で名称問題とは別に、助産の世界は男性に門戸を開いていないという問題もある。昨年、東邦医療短期大学の男子学生が母子看護学を専攻し、助産婦国家試験の受験資格があったにもかかわらず、受験を拒否されたという事実がある。東邦医療短期大学学長の五島¹¹⁾は助産士問題について、「産婦人科の医師は男性でもよくて、助産は男性に学ばせないというのは助産は学問でもなく専門職でもないということ

自ら認めること」としている。

筆者自身は以前から、看護職に優しさを求められるのであれば、母性愛や女性の伝統的な性役割の延長上の優しさや従順さではなく、性別に関係のない人間愛に根づいた優しさが必要であるという視点を持っている。看護婦・看護師の名称については、「看護師」に統一していくことを提言¹²⁾している。また、多くの男子学生に接した経験から男性看護職の進出は、看護界のあり方に新鮮な息吹を与えるのではという期待も持っている。現実的に男性が働き続けることによって、看護職の給与体系も変化が起きるのではないかと期待もある。しかし、それにはまだまだその絶対数が少なすぎる。

前述のイリノイ州の研究の視点は、「男性は未開拓の資源」というものであった。男性を看護界にリクルーティングするにはどうしたらよいかという見地から男子学生にスポットを当てている。看護のテキストではナースを示す代名詞が、常にsheであることなどに男子が敏感に反応していることがあげられていた。また、看護教育のリクルーターは他の人を援助することやケアの概念をアピールすることと、仕事の安定性や多様性や技術を強調すべきとしている。日本においても、単に看護婦だけで表現してあるテキストも多く、看護婦(士)と表現してあるテキストはいまだに少ない。筆者自身は現在は「看護職」と意識的に使用している。

このように性別名称は、看護職の専門性に関わる重大な問題である。看護の専門性にジェンダーの入り込む余地はないはずである。日本の看護職の法規定をジェンダーとは違った看護の原理や技術に裏打ちされた視点から見直すことが緊急課題である。このままの状態では男性看護職はいわれのない性差別を甘んじて受け続けていくことになる。

すみやかに統一名称に変更することを、看護職の力を結集して働きかけることが必要である。もちろん、准看護婦教育廃止問題も混迷を極めていることは承知している。しかし、ケアの受け手にすべては影響していくことに視点を転換していくことが重要である。また、同時に今回は触れなかったが、保助看法における看護婦の業務内容の表現も見直す方向で働きかけることが必要であろう。

注

- 1) 看護問題研究会監修：平成10年看護関係統計資料集，日本看護協会出版会，1998.
- 2) 青木正康他：近代日本における男子看護職の変遷，日本看護研究学会雑誌，20(2)，p50，1997.
- 3) 厚生省健康政策局看護課監修：看護六法第3編資料第1章看護制度の変遷，新日本法規，1998.
- 4) 厚生省健康政策局看護課監修：看護六法第1編基本法令及び通達第1章基本法令，新日本法規，1998.
- 5) Norma R. Kelly, RN, PhD, MaryShoemaker, PhD, RN and Tim Steele, BSN, RN: The Experience of Being a Male Student Nurse, Journal of Nursing Education, 35(4), 1998.
- 6) 生野繁子：生涯学習時代における定時制看護専門学校の役割と課題—特に男性看護職進出の現状について—，佛教大学大学院紀要第25号，1997.
- 7) エキスパートナース特集：看護士がいく！，エキスパートナース，6(7)，18～49，1990.
- 8) 見藤隆子：保健婦助産婦看護婦法の50年—改正に向けて—，看護，50(13)，44～47，1998.
- 9) 波多野梗子：「看護婦」という呼称，インターナショナルナーシングレビュー，P2，10，1996.
- 10) 春日キスヨ：女性の意識改革の先駆けに，看護教育，39(9)，736～739，1998.
- 11) 五島瑳智子：助産士問題について，看護教育，39(12)，1022～1024，1998.
- 12) 生野繁子：新しい時代の看護職・看護師を目指して（「21世紀への医療看護—高齢社会における医療看護体制の充実のための提言—」の第2編），52～78，基礎学習研究会，1995.